



SMTB年金ニュース

(平成25年8月14日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

存続を前提とする厚生年金基金における 給付減額の取扱い

平成25年6月19日に成立した「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を受け、平成25年7月以降に開催された平成25年度企業年金制度改正ブロック説明会にて配布された資料において、存続を前提とする厚生年金基金における給付減額の取扱いについて、以下のとおり記載されています。

現行では経過措置として代行の1割以上のプラスアルファを義務づけているが、施行日後5年以降も存続する基金に対しては、代行資産の保全の観点も踏まえ、給付減額を行う場合のプラスアルファの水準の下限を、代行の3割以上とする予定。

今般、上記取扱いについて、信託協会を通じて厚生労働省より以下のとおり確認を得ました。

- ✓ 今般の厚生年金保険法等の改正に伴い、施行日後5年以降も存続する厚生年金基金が給付減額を行う場合には、プラスアルファ水準の下限を代行の3割とする予定であるが、当該変更は平成26年4月1日を施行日とする給付減額には適用しない。
- ✓ 平成26年4月2日以降を施行日とする給付減額の取扱いについては、現時点では未定である。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595